

## 第8章 自殺対策の推進体制

本市の自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。これには、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、地域の実情に沿った自殺対策を保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の連携の下、切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

切れ目のない支援体制の構築のため、自殺対策推進本部会議を実施し本市の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。

今後は、健康づくり推進協議会を活用し、商工会議所、社会福祉協議会、保健所、医師会などの関係機関や団体とのネットワークを構築し、自殺対策における地域のネットワーク強化を行います。

